明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一九四）　一

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二二六）　六

○除籍が滅失した件（同二二七）　六

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同二二八）　六

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二一六）　六

○保安林の指定をする件　七

（農林水産七八〇～七九一）　七

○保安林の指定を解除する件　八

（同七九二）　八

○運輸審議会件名表に登載された件

（国土交通五一一）　八

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件

（同五一二、五一三）　八

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件

（同五一四、五一五）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

総務省　法務省　農林水産省　水産庁　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十二年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅲ種試験公告（最高裁判所）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他　一〇

告示

○総務省告示第百九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年五月十九日

総務大臣　原口　一博

政党				
政治団体の名称	異動事項		届出年月日	
国民新党	会計責任者の氏名	新　齋藤　豊	旧　長谷川憲正	二二、三、三〇
新党改革	政治団体の名称	新党改革	改革クラブ	二二、四、二三
	代表者の氏名	舛添　要一	渡辺　秀央	
	会計責任者の氏名	横田　賢一	辺見富士子	
	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂一―一一―二八	東京都千代田区永田町一―一一―二八	二二、四、二六

○法務省告示第二百二十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年六月五日から効力を生ずる。

平成二十二年五月十九日

法務大臣　千葉　景子

北海道空知郡中富良野町長

○法務省告示第二百二十七号

群馬県甘楽郡下仁田町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年五月十九日

法務大臣　千葉　景子

群馬県甘楽郡青倉村大字大桑原二百二十四番地

佐藤　清一

○厚生労働省告示第二百十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、とうもろこし、キャベツ、芽キャベツ、ケール、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、ねぎ、にんにく、なす、メロン類果実、未成熟えんどう、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ブルーベリー、ホップ、牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓、馬の腎臓、山羊の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、羊の食用部分、馬の食用部分、山羊の食用部分及び乳に残留するピラクロストロビンの量の限度、米に残留するフェントラザミドの量の限度、とうもろこし、その他のきく科野菜、その他のなす科野菜、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、あんず、

○法務省告示第二百二十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年五月十九日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

新潟県行政書士会

新潟市中央区笹口三丁目四番地八

認証年月日

平成二十二年四月二十六日